



号外

昭和34年4月1日
第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合

No.2473
2018年
10月17日

確定闘争の前進に向け知事あて「大型ハガキ」に切実な要求や実態を盛り込もう。最大限の集約を!

2018確定闘争① 勧告を受け 賃金改定・労働条件改善

確定闘争スタート!

10月11日の県人勧を受け、10月20日に第117回中央委員会を開催し、確定闘争へ向けた賃金・職場改善、人員確保などの取り組み方針を確立する。

確定闘争の具体的な交渉は10月22日人事課長交渉を皮切りに、11月7日の総務部長交渉までの間となる。10月31日の地公共闘人事課長交渉をヤマ場とし、状況により交渉押上げのため県庁座り込み配置を行う。

5年連続の賃上げの実現・年内差額支給と、通勤手当等の諸手当改善など賃金決定の大切な時期であり、今確定闘争に多くの組合員の結集を要請する。**〔交渉日程の詳細は裏面掲載〕**



主な確定闘争課題

【賃金課題】(地公共闘課題)

- ・月例給・一時金の早期改定・年内差額支給
- ・高齢層職員の勤務意欲維持のための賃金改善(現給保障対象者の賃金水準の確保)
- ・通勤手当の自己負担解消(高速道路利用、交通用具利用の70km以上の距離区分新設)、住居手当改善
- ・ガソリン価格高騰を踏まえた手当改定実現
- ・赴任旅費(移転料)の実態を踏まえた改善
- ・介護等の両立支援の休暇制度、不妊治療の支援策
- ・ハラスメント対策の充実(相談窓口の改善等)

【県職労独自課題】

- ・欠員の即時解消、業務実態を踏まえた人員確保
- ・長時間労働是正策、勤務時間管理の適正管理、手当の全額支給(超勤予算確保)
- ・高齢層職員の実感できる勤務意欲確保策
- ・任期付職員の任期の定めのない職員選考採用枠拡大
- ・沿岸部の住居(公舎等)の確実な確保
- ・再任用希望者全員の確保(雇用と年金の接続)

10月30日まで!

知事あて「大型ハガキ」署名に結集を!

確定闘争の要求を押し上げるべく、知事あて大型ハガキ署名に取り組み。10月31日の交渉ヤマ場の地公共闘人事課長交渉などで提出する。

「職場の一言要求」欄に切実な声を記載し、当局に直接伝えていく。組合員をはじめ多くの職員の署名をお願いする。

要求事項

- ① 2018年度事業計画及び取り組みの取組等について、その実施にあたっては、労働者に与える十分な配慮・留意に基づくこと。
- ② 労働者一人ひとりの生活を支えること。
- ③ 長官の意向に反し、長官を代表する職員への職務が非常に大きいため実施しないこと。子育ての負担軽減と子育て支援を推進すること。
- ④ 給料改定について、現給の繰り上げを確保し、現給額についてはその事由が解消するまで凍結すること。途中で凍結解除の機会を確保し、向上となる改定を行うこと。
- ⑤ 職員のみなさんの生活を支えるため、通勤手当の改善を行うこと。特に交通機関利用の負担軽減に最大限の配慮を払って実施すること。
- ⑥ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑦ 通勤手当の自己負担解消と交通用具利用の70km以上の距離区分新設、住居手当の改善を行うこと。
- ⑧ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑨ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑩ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑪ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑫ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑬ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑭ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑮ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑯ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑰ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑱ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑲ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。
- ⑳ 労務管理の改善と勤務意欲の向上を促進すること。特に、勤務意欲の向上を促進すること。

【職場の一言要求】		
氏名	所属	氏名

「職場の一言要求」に各分会での要求事項や生活・職場改善の切実な声を自由に記載しよう!

組合員をはじめ多くの職員の署名をお願いする。

◎交渉日程

10/22の週（人事課総括課長交渉）：10/22地公共闘、10/24県職労（独自課題） **確定要求書提出**
 10/29の週（人事課総括課長交渉）：10/31地公共闘、11/1県職労（独自課題） **交渉ヤマ場**
 11/5の週（総務部長交渉）：11/6地公共闘、11/7県職労（独自課題） **確定闘争最終局面**

給与改定も不透明… お預けか！？

安倍政権の国会運営が私たちの賃金改善に重要な影響を与えている。国の人勧を反映した給与法改正案の成立目処が立っていないため、総務省は「地方公務員の給与決定に当たっては、国家公務員給与も考慮事項の1つ。国の給与法改正を待って行うべき」とし、各地方自治体に不当な指導を行っている。こうした情勢もあり、今年のプラス改定・差額支給時期が不透明だ。給与法の成立が12月県議会に間に合わなければ、3年前と同様に給与改定・差額支給が越年となる可能性がある。

右図は今回の給与改定影響額の試算だが、平均4万円の差額支給となる。4月の公民較差であり、早期改定が筋だ。確定闘争で当局の姿勢を追及していく。

県人勧の影響試算額(年額)			(単位:円)
号給	基本給増額分	一時金増額分	合計
1級33号	15,600	25,225	40,825
2級21号	12,000	27,350	39,350
3級41号	6,000	33,507	39,507
4級47号	4,800	40,642	45,442
5級97号	-	43,725	43,725

＜試算上の留意点＞

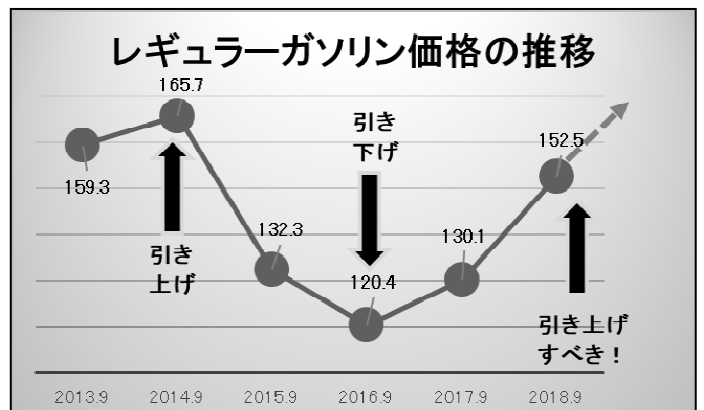
- ・各級の号は2018年度人事委員会報告において当該級内で最も在籍者が多い号を選択した。
- ・一時金の算定は今般の県人勧に伴う支給月数の増を反映したのみであり、勤勉手当成績率は考慮していない。3級は5%、4級・5級は10%の級別加算を加算。
- ・5級の高位号給は給与制度の総合的見直しの現給保障の対象となっていることから、基本給の増額なしとして試算。

通勤手当 ガソリン価格高騰に則した手当改善を 距離区分新設「有効」の総務部長発言の実行を

ガソリン価格高騰が続いている。県人勧闘争期中には140円台後半であったものが、直近数値(10月9日時点)では県内平均155.9円/ℓに上り、このまま高騰が続けば、今冬にも160円台に上る懸念も。2014年度の引き上げ時に近い数字となることは確実な情勢といえる(右図参照)。

ガソリン価格が高騰しても通勤手当は据え置きのままでは遠距離通勤者を中心に全職員の自己負担が増大する。ガソリン価格高騰による引き上げは当然との観点から交渉を強化する。

また、70km以上の距離区分新設について、昨年の総務部長交渉において、総務部長から「距離区分新設は職員の負担緩和のため有効な手段」との回答を引き出し、継続課題とした経緯がある。総務部長自ら課題意識ありと明言しているならば、改定に踏み切る努力こそすべきであり、厳しく追及していく。



赴任旅費(移転料) 引っ越し費用高騰を踏まえた改善を

間もなく、来年度定期人事異動に向けた身上調書の提出時期となる。昨年の定期人事異動では、引っ越し価格の高騰も相俟って、住居を転居せざるを得ない職員に対して多額の自己負担を強いられた。来年度定期人事異動で同様の多額の自己負担が発生しないよう、移転料の改善を強く求めていく。